

# 県民ギャラリーの貸出のお知らせ

宮崎県立美術館で展覧会を開きませんか。

令和8年度の県民ギャラリー利用者を **追加募集** します。

申請受付期間 空き期間が埋まるまで随時（ただし使用期間の1か月前まで）

貸出期間  の部分が貸出の1単位期間です。

※ 申請書（県民ギャラリー利用申込書一式）が必要な方は、美術図書室の職員にお申し出ください。

また、県立美術館のホームページ上よりダウンロードもできます。

※ 休館日は郵送のみ受付ます。郵送の場合は期限内必着でお願いします。

※ カレンダー中の[A1]～[V1]が貸出期間です。

※ 通常は火曜日搬入、日曜日搬出の6日間が1単位期間です。

4月		日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				
		曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木				
ギャラリー1								搬入	A1		搬入	B1		搬入	C1		搬入	C2		搬入																
ギャラリー2								搬入	A2		搬入	B2		搬入	C2		搬入																			
5月		日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
		曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日			
ギャラリー1			D1		搬入				E1		搬入	F1		搬入	G1		搬入	H1		搬入																
ギャラリー2					搬入	E2		搬入	F2		搬入	G2		搬入	H2		搬入																			
6月		日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				
		曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火				
ギャラリー1																																				
ギャラリー2																																				
7月		日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
		曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
ギャラリー1																																				
ギャラリー2																																				
8月		日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
		曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月			
ギャラリー1																																				
ギャラリー2																																				
9月		日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				
		曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水				
ギャラリー1																																				
ギャラリー2																																				

※ 貸出期間内に、搬入、展示、撤去、搬出等に係る全ての作業を終えてください。

原則として期間の初日を含めて搬入・展示を、最終日を含めて撤去・搬出を行ってください。

※ 使用できる時間は10:00～18:00です（搬入、搬出も含めて時間内でご計画ください）。

※ 連続した2単位期間を使用の限度とします（ただし、2単位連続使用はギャラリー1、2の両室を使用する場合に限ります。2単位期間を連続して使用する場合、間にはさまれる休館日の使用はできません）。

## 【お問い合わせ】

県立美術館 学芸課 企画・普及担当  
TEL／0985-20-3328 FAX／0985-20-3796